

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年6月8日

栃木県知事
福田 富一 様

提出者
住 所 栃木県大田原市蛭田1-221
氏 名 山一化学工業株式会社 那須工場
工場長 黒崎克己
電話番号 0287-98-2780

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	山一化学工業株式会社 那須工場
事業場の所在地	栃木県大田原市蛭田1-221
計画期間	2023年4月1日より、2024年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	化学工業(0703)
②事業の規模	190億円(前期売上)
③従業員数	121名(2023年5月)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙資料、項目3」の通り

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
「別紙資料、項目1」の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	235 t	
	(これまでに実施した取組) 生産時の前洗浄に使用する溶剤投入量と残液の見直し。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	210 t	
	(今後実施する予定の取組) 「別紙資料、2(2)」の通り		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 「別紙資料、2(3)①」の通り
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 「別紙資料、2(3)②」の通り

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組) 「別紙資料、2(3)③」の通り		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	(今後実施する予定の取組) なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	
(これまでに実施した取組) なし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	
(今後実施する予定の取組) なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	(今後実施する予定の取組) なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	235 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	235 t	
	再生利用業者への処理委託量		
	認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	(これまでに実施した取組) 処分業者の許可証を更新時期に確認し、定期的に最終処分場を視察しております。		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油
	全処理委託量	210 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	210 t
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
	(今後実施する予定の取組) 引き続き処分業者の許可証や優良認定を確認し、処分場への定期的な視察を行う。	
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2022年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	235 t
	(今後実施する予定の取組等) 今後も電子マニフェストを活用する。	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

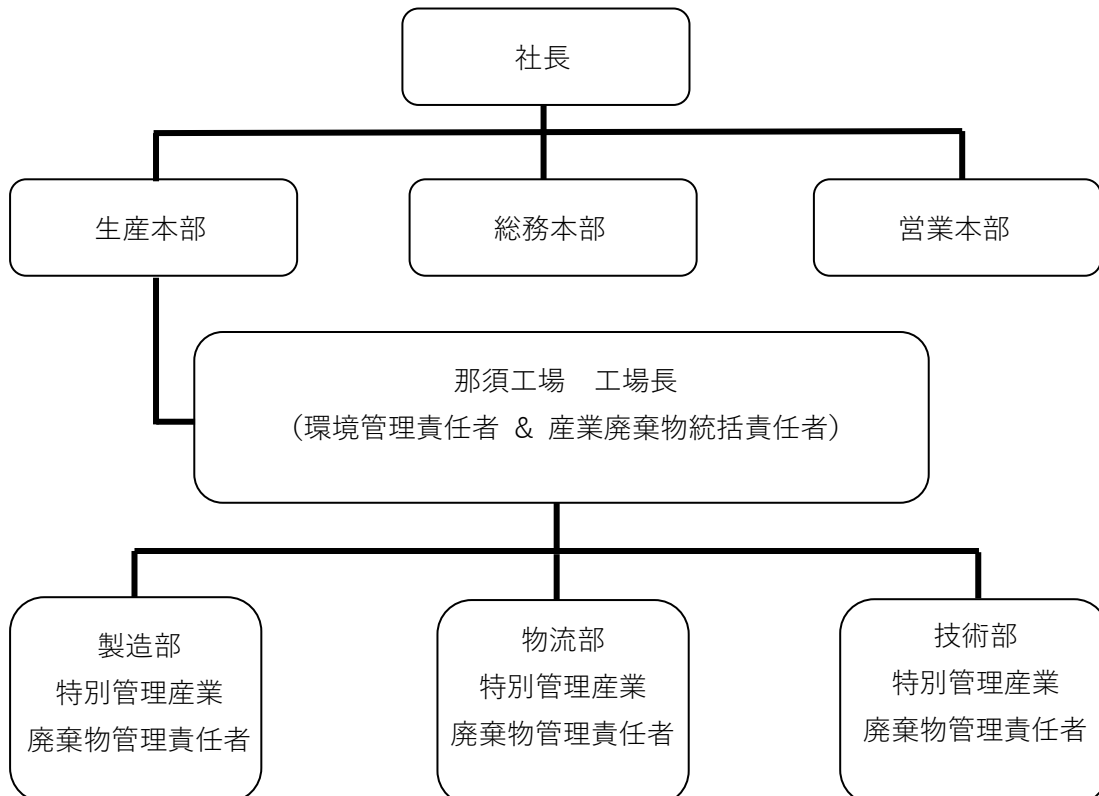
<別紙資料>

1. 産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		生産本部 那須工場 工場長 黒崎克己
特別管理産業廃棄物 管理責任者		製造部 担当者
		物流部 担当者
		技術部 担当者
役割	統括責任者	・ 廃棄物処理方針の決定
		・ 工場の廃棄物管理規定の策定・改廃
		・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
		・ 委託契約の締結
	特別管理産業 廃棄物管理責任 者	・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
		・ 廃棄物処理に関する事項 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、及び 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
		・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
物流部 部長	・ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理	
	・ 監督官庁への報告	
製造部 部長	・ 社員、関係会社に対する教育・啓発	
	・ 産業廃棄物発生抑制の推進	

(2) 責任者及び管理組織フロー



2. 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項（排出の抑制、分別、再生利用を含む）

（1） 特別管理産業廃棄物処理の現状

- ① 当工場から発生する特別管理産業廃棄物は、製造工程からの洗浄液・残液と不要在庫を併せ、前年度は 235 t 処分し、全て処理業者に処理を委託し焼却処分となった。
- ② 特別管理産業廃棄物は全て液状の廃油で再生利用は行っていない。

（2） 目標の設定

前年度 235 t 発生した特別管理産業廃棄物を 210 t 未満/年に削減する。

（2020 年度排出量 269 t、削減目標値 250 t 未満）

（2021 年度排出量 245 t、削減目標値 230 t 未満）

（3） 具体的取り組み

① 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

洗浄液の見直しを図り適正な洗浄液の使用を推進し洗浄効果を上げ、洗浄量の削減を行う。

② 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

分別の見直しを実施し特別管理産業廃棄物から産業廃棄物として処理可能な物の仕分けを行う。

③ 特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

分別の見直しを実施し特別管理産業廃棄物から再生利用可能な物の仕分けを行う。

（4） 特別管理産業廃棄物の処理に係わる情報の収集・管理

関係法令の情報を入手した際は、社内連絡ツールを活用し通達し周知させる。

3. 製造フロー図及び特別産業廃棄物発生・処理フロー

